

兵庫県公報

平成19年12月21日 金曜日 第 1938 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

○救急病院の認定（医務課）	ページ	1
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）		1
○土地改良区の定款の変更認可（同）		3
○県営土地改良事業の換地処分（同）		3
○同 上（同）		3
○市営土地改良事業の換地計画の認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（同）		3
○平成19年度地籍調査事業計画（同）		4
○保安林の指定予定（豊かな森づくり課）		4
○道路の位置指定（建築指導課）		4

公 告

○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）	5
○大規模小売店舗の新設に関する届出（阪神北県民局）	5
○大規模小売店舗の変更に関する届出（まちづくり課）	6

告 示

兵庫県告示第 1279 号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第 8 号）第 1 条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成19年12月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 名 称 医療法人社団松本会 松本病院
 所在地 加古川市加古川町粟津232番地の1
 認定年月日 平成19年11月18日
 認定の有効期限 平成22年11月17日

兵庫県告示第 1280 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成19年12月21日

兵庫県知事 井戸敏三

1 神戸市自彊土地改良区

退任役員

役員区分	氏名	住所
理事	西本 芳文	神戸市北区道場町塩田2716番地
同	下岡 一則	同 市同区道場町塩田2785番地
同	南本 福夫	同 市同区道場町塩田2842番地
同	下尾 幸市	同 市同区道場町塩田2783番地
同	植田 英俊	同 市同区道場町塩田2575番地

同	福	田	平	同	市同区道場町塩田2779番地
同	中	田	国	同	市同区八多町中782番地サンセール305号
監 事	西	畑	重	同	市同区道場町塩田2513番地
同	前		圭	同	市同区道場町塩田2141番地

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

西 本 芳 文

下 岡 一 則

南 本 福 夫

下 尾 幸 市

植 田 英 俊

福 田 平

中 田 国 広

西 畑 重 雄

前 圭 治

住 所

神戸市北区道場町塩田2716番地

同 市同区道場町塩田2785番地

同 市同区道場町塩田2842番地

同 市同区道場町塩田2783番地

同 市同区道場町塩田2575番地

同 市同区道場町塩田2779番地

同 市同区八多町中782番地サンセール305号

同 市同区道場町塩田2513番地

同 市同区道場町塩田2141番地

2 朝来土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

氏 名

宮 本 庄 治

森 田 弘

澤 田 勉

米 田 光 雄

藤 本 忠 雄

荒 木 健 一 郎

中 島 市 藏

石 本 巖

木 村 幸 雄

原 孝 好

椿 野 幸 孝

田 路 行 勝

糸 谷 勉

梶 本 誠

關 剛

鴨 谷 貢

関 昭 二

井 上 英 俊

米 田 俊 雄

大 川 松 男

長 谷 波 茂 男

伊 藤 幸 一

住 所

朝来市岩津750番地

同 市石田81番地 1

同 市物部623番地 2

同 市桑市359番地

同 市上八代235番地

同 市立脇220番地

同 市伊由市場91番地

同 市澤429番地

同 市山内297番地

同 市山口111番地 2

同 市立野288番地

同 市新井21番地

同 市佐囊660番地 2

同 市田路572番地

同 市田路886番地 2

同 市岩津175番地

同 市羽瀨151番地 1

同 市新井147番地 8

同 市羽瀨719番地 2

同 市山内669番地

同 市八代51番地 2

同 市多々良木263番地 3

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

氏 名

宮 本 庄 治

森 田 弘

澤 田 勉

米 田 光 雄

戸 田 巖

中 島 市 藏

石 本 善 文

木 村 幸 雄

住 所

朝来市岩津750番地

同 市石田81番地 1

同 市物部623番地 2

同 市桑市359番地

同 市立脇309番地

同 市伊由市場91番地

同 市伊由市場366番地

同 市山内297番地

同	原	孝	好	同	市山口111番地 2
同	松	尾	隆	同	市立野250番地
同	太	田	垣	同	市新井319番地 2
同	長	谷	波	同	市八代51番地 2
同	關		靜	同	市佐囊197番地
同	関		昭	同	市羽瀨151番地 1
同	杉	谷	和	同	市田路390番地
同	關		剛	同	市田路886番地 2
同	木	村	繁	同	市岩津169番地 1
同	瀧	口	勇	同	市羽瀨553番地 1
同	米	田	俊	同	市羽瀨719番地 2
監事	伊	藤	幸	同	市多々良木263番地 3
同	山	田	耕	同	市佐囊861番地 1
同	中	島	利	同	市物部1179番地

兵庫県告示第1281号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年12月21日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市西戸田土地改良区	平成19年12月10日

兵庫県告示第1282号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成19年12月4日県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）大沢地区第2-2工区の換地処分をした。

平成19年12月21日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県告示第1283号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成19年12月10日県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）大沢地区第6工区の換地処分をした。

平成19年12月21日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県告示第1284号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の市に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して、15日以内に兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成19年12月21日

兵庫県知事 井戸敏三

市の名称	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所

南 あ わ じ 市	塩屋・矢柄地区	平成19年12月21日から 平成20年1月10日まで	南 あ わ じ 市 三 原 庁 舎
-----------	---------	-------------------------------	----------------------

兵庫県告示第 1285 号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成19年度の地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成19年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
西脇市	西脇市のうち堀町	平成19年12月から 平成20年3月まで
南あわじ市	南あわじ市のうち賀集八幡、松帆古津路及び市徳長	同 上

兵庫県告示第 1286 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成19年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市竹野町森本字ユリ678から681まで、1176の1、1177、1229から1231まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ユリ678、679、1176の1・1230・1231（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第 1287 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、その関係図書は、平成19年12月21日から淡路県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成19年12月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指 定 年 月 日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

第H18淡路位置 0019号	19. 12. 7	洲本市物部1丁目197番の一部	6.315	79.417
-------------------	-----------	-----------------	-------	--------

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年12月21日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
三木市吉川町畑枝字屋小谷400番2から400番5まで、400番7、400番9、400番10、401番から404番まで、406番、407番
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
神戸市北区淡河町北畑571番地
株式会社レジェンド 代表取締役 大林 功
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成19年10月26日
兵庫県指令北播（建）第1-9号（19三木）
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
三木市別所町小林字口ハマ谷1224番1、1225番1
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
三木市別所町小林449番地の2
赤松敏之
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成19年10月31日
兵庫県指令北播（建）第1-12号（19三木）
- 3 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市龍野町日山字岡田228番1、231番、232番、233番3の一部、233番8、233番10、236番4、237番1、238番1、238番2、240番1、232番地先水路、232番地先里道
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市辻井1丁目1番23号
株式会社赤鹿地所 代表取締役 赤鹿保生
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成19年7月5日
兵庫県指令西播（建）第1-4号（19たつの）

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年12月21日

阪神北県民局長 北林 泰

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）万代川西南花屋敷複合店舗

- 所在地 川西市南花屋敷 3 丁目 291 番 1 号 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社万代
代表者の氏名 加藤 徹
住所 大阪市生野区小路東 3 丁目 10 番 13 号
 - 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社万代
代表者の氏名 加藤 徹
住所 大阪市生野区小路東 3 丁目 10 番 13 号
 - 4 大規模小売店舗を新設する日
平成 20 年 7 月 28 日
 - 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,542 平方メートル
 - 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
80 台
 - (2) 駐輪場の収容台数
96 台
 - (3) 荷さばき施設の面積
126 平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
34.1 立方メートル
 - 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 7 時
閉店時刻 翌午前 0 時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間
午前 6 時 30 分から翌午前 0 時 30 分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入り口の数
入口 1 箇所、出口 1 箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 10 時まで
 - 8 届出年月日
平成 19 年 11 月 27 日
 - 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課
 - (2) 縦覧期間
平成 19 年 12 月 21 日から 4 月間
 - 10 意見書の提出期限及び提出先
提出期限 平成 20 年 4 月 21 日
提出先 阪神北県民局県土整備部まちづくり課
〒665-8567 宝塚市旭町 2 丁目 4 番 15 号

~~~~~

#### 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域

の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年12月21日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ウッディタウンサティ

所在地 三田市けやき台一丁目8番

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 北摂コミュニティ開発センター

代表者の氏名 渡邊勝幸

住所 三田市弥生が丘一丁目2番地の1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 北摂コミュニティ開発センター

代表者の氏名 高津幹男

住所 三田市弥生が丘一丁目2番地の1

イ 変更後

名称 北摂コミュニティ開発センター

代表者の氏名 渡邊勝幸

住所 三田市弥生が丘一丁目2番地の1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称                        | 代表者の氏名 | 住所                    |
|---------------------------|--------|-----------------------|
| 株式会社マイカル                  | 岡田元也   | 大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号    |
| 株式会社東京デリカ                 | 木山茂年   | 東京都葛飾区新小岩一丁目48番1号     |
| 株式会社エステール                 | 丸山朝    | 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号     |
| 株式会社ツルカメコーポレーション          | 原岡稔    | 名古屋市中区錦一丁目19番32号      |
| スズラン商事株式会社                | 松村洋祐   | 大阪府東大阪市長田東三丁目118番地    |
| 株式会社コンフェクショナリーコトブキ        | 細谷俊雄   | 神戸市中央区北長狭通一丁目9番1号     |
| 株式会社エイトフレイグランスオブインターナショナル | 佐藤泰    | 青森県弘前市表町2-11 弘前駅前ビル3階 |
| 愛眼株式会社                    | 下条千一   | 大阪市天王寺区大道四丁目9番12号     |
| 有限会社石井製作所                 | 石井顕助   | 三田市三輪三丁目3番3号          |
| 中山修                       |        | 川西市栄町25-1             |
| 株式会社マツヤデンキ                | 平井進吾   | 大阪市浪速区日本橋三丁目7-2       |
| 株式会社グリーンワーク               | 小田垣敏一  | 大阪府河内長野市美加の台二丁目21番    |
| 株式会社アートプリントジャパン           | 吉田敏雄   | 東京都練馬区谷原五丁目13番30号     |
| 株式会社マツウラ                  | 松田耕二   | 三田市駅前町2番2号            |
| 株式会社オクヤ                   | 奥谷英樹   | 大阪府池田市石橋一丁目11-1       |
| 株式会社イケガミ                  | 池上輝幸   | 大阪市中央区安土町三丁目3-5       |
| 五十嵐株式会社                   | 五十嵐義和  | 福井県武生市府中一丁目12-18      |
| 有限会社メタモルフォーゼ              | 畑節子    | 篠山市吹新2番地の3            |
| 株式会社たけうち                  | 竹内実    | 赤穂市加里屋2164-28         |
| 株式会社リパブリック                | 岸本重二   | 大阪市中央区平野町一丁目6番10号     |

他6者

イ 変更後

| 名称        | 代表者の氏名 | 住所                 |
|-----------|--------|--------------------|
| 株式会社マイカル  | 川本敏雄   | 大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号 |
| 株式会社東京デリカ | 木山茂年   | 東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号 |
| エステール株式会社 | 丸山朝    | 東京都新宿区住吉町8-12      |

|                          |         |                       |
|--------------------------|---------|-----------------------|
| あずみ株式会社                  | 原 岡 稔   | 名古屋市中区錦三丁目20番27号      |
| 株式会社ビューカンパニー             | 松 村 洋 祐 | 大阪市淀川区宮原三丁目4番30号      |
| 株式会社コンフェクショナリーコトブキ       | 高 橋 朝 正 | 神戸市中央区北長狭通一丁目9番1号     |
| 株式会社ユニテッドフロンティアインターナショナル | 佐 藤 泰   | 青森県弘前市城東中央3-3-3       |
| 愛眼株式会社                   | 佐 々 栄 治 | 大阪市天王寺区大道四丁目9番12号     |
| 有限会社石井製作所                | 石 井 督 昌 | 三田市三輪三丁目3番3号          |
| 株式会社Y.T.D.コーポレーション       | 中 山 正 浩 | 三田市あかしあ台3-23-12       |
| 株式会社マツヤデンキ               | 檜 山 健一郎 | 東京都港区海岸一丁目9番15号       |
| 株式会社グリーンワーク              | 小田垣 敏 一 | 大阪府岸和田市内畑町158番地の3     |
| 株式会社ジェイテックス              | 西 川 信 一 | 東京都目黒区中目黒一丁目8番1号      |
| 株式会社ハヴァナイストリップ           | 山 本 秀 一 | 神戸市中央区上筒井通三丁目2番5号     |
| 株式会社ニチメンインフィニティ          | 吉 浦 研太郎 | 大阪府箕面市船場東三丁目2番16号     |
| 有限会社京むらさき                | 中 村 哲 也 | 京都市下京区新町通四条下る四条町343-1 |
| 株式会社テンファッシュionsズ         | 茶 谷 章 一 | 大阪市西成区梅南1-7-31        |
| スナップス販売株式会社              | 西 原 浩 二 | 千葉市美浜区中瀬2-6           |
| 株式会社ミカシステムデザインコーポレーション   | 笠 松 猛 夫 | 堺市西区山田4-1976-1        |
| 他6者                      |         |                       |

## 4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成16年6月25日
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成18年5月17日ほか

## 5 届出年月日

平成19年11月28日

## 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課
- (2) 縦覧期間  
平成19年12月21日から4月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成20年4月21日

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号